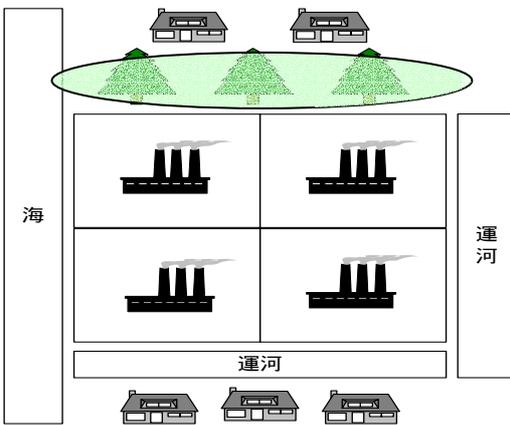
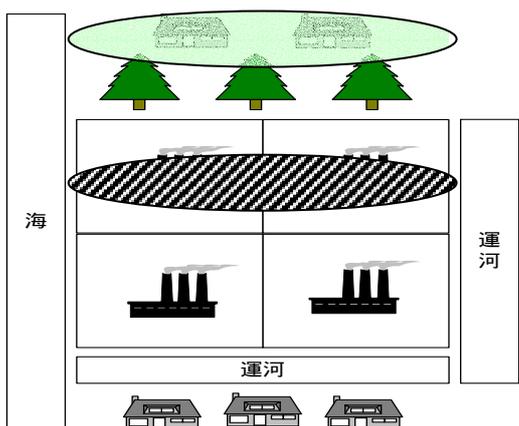


工場立地法のあり方に関する報告書（案）の概要

公害問題が大きな問題となった時代背景から工場立地法が成立し着実に効果を上げてきている。また、地域の特性に応じた事務運営や公害防止に関する技術の進展を踏まえた法の運用等もなされてきた。このように法を施行してきたが、構造改革特別区域制度の検討において、更により地域の特性に応じた事務運営を可能にすることを求める意見などが提案され、今般の検討に至った。

検討の視点としては、工場立地法の法目的が、「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われること」であることから、工場と周辺生活環境との調和を目指すものであるという前提に立ち戻って検討した。

主な具体的提言事項は以下の通りである。

事項	現行	報告書
緑地及び環境施設の範囲	<p>敷地外であっても、以下のような住宅地との遮断性のある緑地のみ工場集合地における緑地として認める。</p>  <p>こうした遮断性がない場合（右欄斜線楕円）には、緑地として認めない。</p>	<p>敷地外であっても、以下の斜線楕円のような地区等に緑地を整備しても遮断性を有しないが、地域の特性に応じて周辺生活環境との調和の観点から効果がある場合には、工場集合地における緑地として認める。</p> 
	<p><b>重複緑地</b></p> <p>配管下の芝生など、環境施設以外の施設と重複した緑地については緑地面積に算入しない。</p>	<p>重複緑地は、従来までの緑地と同様ではないが、場合によっては限定的な効果は認められることから、それらを限定的に緑地面積に算入する。</p>
	<p><b>環境施設の範囲</b></p> <p>工場立地法施行規則第4条に掲げる環境施設以外は認められない。</p>	<p>周辺生活環境との調和の観点から、地域によっては効果が認められる施設があるため、地域の特性に応じた判断を可能にする。</p>
<p><b>緑地及び環境施設の各面積率</b></p>	<p>緑地及び環境施設の面積率について、それぞれ20%、25%であるところ、都道府県等の条例により±5%の範囲で決定できる。</p>	<p>都道府県等の条例による決定範囲について、例えば±10%の範囲とするなど、より地域の特性に応じた判断を可能にする。</p>
<p><b>生産施設面積率</b></p>	<p>生産施設面積率について、各業種ごとに10%～40%の範囲で5段階に分けて決められている。</p>	<p>近年の環境に関する技術の進展等に鑑み、各業種ごとの公害物質の排出量の削減状況を踏まえて、各業種の区分を見直す。</p>